

平成29年  
3月12日  
より施行

# 「準中型免許」新設!



平成29年3月12日より、18歳から車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車を運転することができる「準中型自動車免許」が施行されます。施行後は普通自動車免許で運転できる範囲が次表のとおりに改正されます。

## 現行制度 (平成29年3月11日まで)

	普通免許	中型免許	大型免許
受験資格	18歳以上	20歳以上 経験2年以上	21歳以上 経験3年以上
車両総重量	5トン未満	5トン以上 11トン未満	11トン以上
最大積載量	3トン未満	3トン以上 6.5トン未満	6.5トン以上
乗車定員	10人以下	11人以上 29人以下	30人以上



## 新制度 (平成29年3月12日から)

	普通免許	新設 準中型免許	中型免許	大型免許
受験資格	18歳以上	18歳以上	20歳以上 経験2年以上	21歳以上 経験3年以上
車両総重量	3.5トン未満	3.5トン以上 7.5トン未満	7.5トン以上 11トン未満	11トン以上
最大積載量	2トン未満	2トン以上 4.5トン未満	4.5トン以上 6.5トン未満	6.5トン以上
乗車定員	10人以下	10人以下	11人以上 29人以下	30人以上

18歳でも7.5トン未満まで運転が可能に!

現行制度<sup>※1</sup>の普通自動車免許を保有している場合、「限定解除」により「準中型免許」を取得できます!

※1:平成19年6月2日以降、平成29年3月11日までに普通自動車免許を取得した方

現行制度の普通自動車免許は、新制度では自動的に「5トン限定準中型免許」とみなされます。この5トン限定を解除して車両総重量7.5トン未満のトラックを運転するためには、次のいずれかの方法があります。

**指定自動車教習所で**

技能教習4時限  
+  
技能審査に合格

または

**運転免許試験場で**

限定解除審査に合格

●AT限定普通免許は別途AT限定解除が必要です。

普通自動車免許取得に関するお願い!

例年  
12月~3月は  
混み合うよ!

上記のとおり、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した場合は、新制度が適用され、運転できる車両は、現行より小さな範囲の自動車となります。

そのため、法改正前は駆け込み取得者が増えることが予想され、法改正前に取得できない恐れがありますので、各企業等の皆様方におかれましては**早めの入所**を勧めさせて頂くなど、ご理解頂きますようお願いいたします。

